

## 4. 避難所の状況



2019年長野市 開設直後



2019年長野市 避難所開設6日後  
段ボールベッドの設置

## 90年前と変わらない避難所



2019年 台風19号



昭和5年(1930年)北伊豆地震

## 一般避難所と要支援者

### 一般避難所に避難できる人、できない人

- 使える人（避難所生活に耐えられる人）**元気な人、健康な人**  
（100年前と変わらず・男性目線のルール/設備・ハラスメント）
- 使えない人（高齢者、要介護者、要支援者、障害者、乳幼児）、**社会的弱者**

### 避難生活の差

- 避難所 食料、水、衣服、日用品、テレビ、ラジオ、医療ケア、情報、電気、相談窓口、行政職員サービス、通院時のタクシー券他
- 自宅避難 事前に準備した食料、水、被災していない日用品、上記下線はなし

### 介護サービスの中断

- 介護事業に被災によるサービス中断（通所、訪問、ケアマネ、包括）
- 事業所被災、職員被災、車両被災

## 5.個別避難計画

### 災害対策基本法改正(2021年5月)

#### 一 個別避難計画の作成が市町村に努力義務化

- **当事者・家族が主体** となり、地域の関係者・団体の協力連携のもと、**個別避難計画を策定する動き** が求められています。
- 個別計画策定等関係者のうち、特に **介護支援専門員** や **相談支援専門員** は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、**個別計画策定の業務に福祉専門職の参画を得ることが期待**されています
- 個別計画策定にあたって **会議(地域調整会議)** を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、調整を行うことが求められます。この会議には地域の実情に応じ、当事者やその家族、**福祉専門職** や **社会福祉協議会** の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織等が参加することが想定されます

## 福祉避難所

- 要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のこと。災害救助法が適用された場合において、概ね10名の要援護者に1名の生活相談職員等の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、スチーム用装具等の消耗機材の費用について国庫補助が可能。
- 福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用することが例示として挙げられている。

## 福祉避難所と要支援者

福祉避難所に避難できる人、できない人

- 使える人（一般避難所生活に耐えられない人と家族）  
（高齢者、要介護者、要支援者、障害者、乳幼児）、社会的弱者
- 使えない人 元気な人 健康な人

避難生活の差

- 避難所 食料、水、衣服、日用品、テレビ、ラジオ、医療ケア、情報、電気、相談窓口、行政職員サービス、通院時のタクシー券他
- 自宅避難 事前に準備した食料、水、被災していない日用品、上記下線はなし

介護サービスの継続

- 介護事業による施設内でのリハビリ等介護サービス（訪問系）
- 福祉避難所への送迎で通所サービスの継続

## 参考：介護保険・自立支援給付と福祉避難所の違い

介護保険給付 障害者・自立支援給付	福祉避難所 (災害救助費)
要介護認定・要支援区分 認定が必要	自治体の裁量による (必ずしも左記認定は必要ない)
本人のみ入所可能	家族同伴入所可能
利用料(徴収有り) ※減免・免除になるケースあり	利用料(徴収無し) ※100%国庫負担
ホテルコスト(徴収有り)	ホテルコスト(徴収無し)
ケアプラン・サービス等利用計画は原則必要 重要事項説明書が必要	ケアプラン・サービス等利用計画は必ずしも必要でない 重要事項説明書は必要ではないが、 入所の際に説明できるしおり等があればベター
老人福祉法、身体障害者福祉法等上、入所措置可能	位置づけとしては二次避難所という扱い(そもそも措置入所でも契約でもない)

## 6.事業再開に向けた基本方針

- 全職員の雇用継続(職員2,400人中300人)  
(公的な補助なし、避難所での専門職雇用可能だが自治体の判断)
- 早期の事業再開(部分的な再開必須 援助・補助なし)
- 地域の復興(過疎化に拍車 人口流出)
- 事業の再編(赤字部門縮小 法人の体力いかんで地域で必要でも継続不可)
- 補助金の活用(原状復帰のみ、時代のニーズに合わない原理原則)
- 火災保険の活用(保険のかけ方によっては保証無し)

## 6.入居施設被災時の他施設との連携

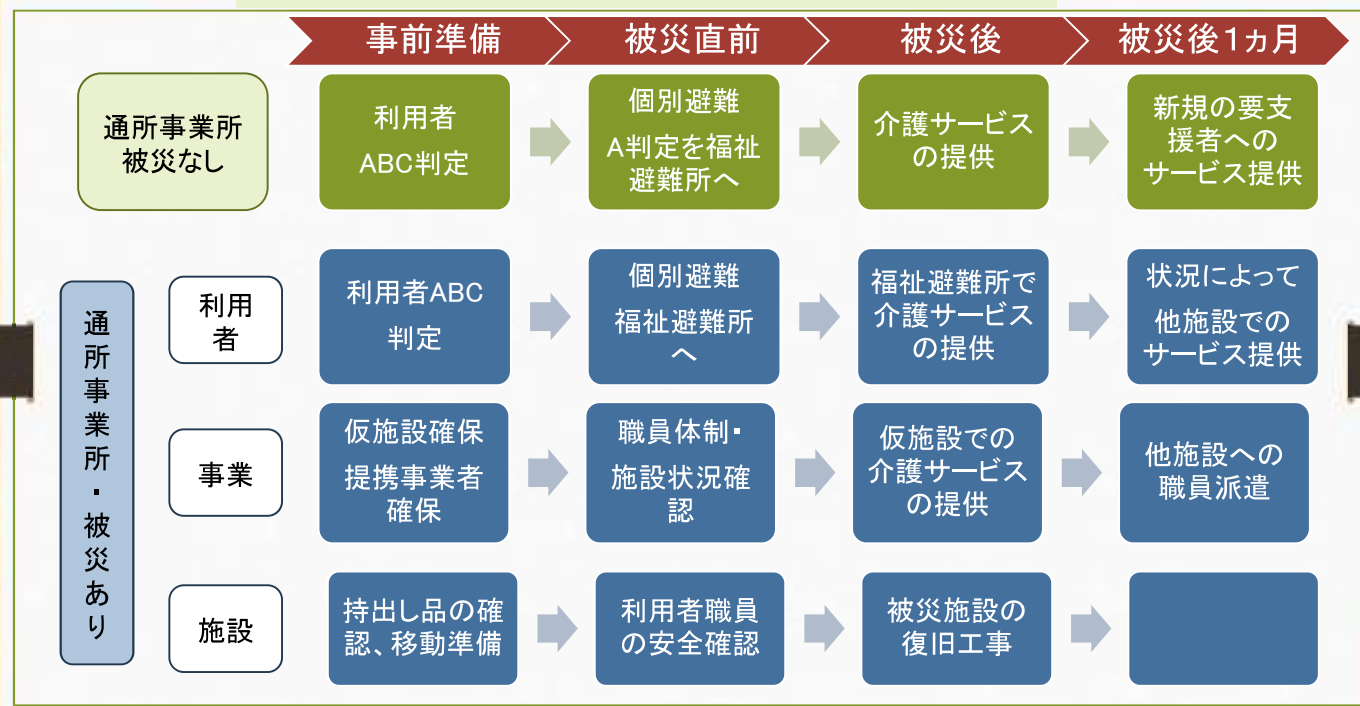
時期	状況	入所者	他施設受入	備考
発災	厨房、ボイラー被災	276名 (定員282名)	他施設へ協力要請 264名受入	27病院、 31施設で受入 (自宅12名)
1ヵ月～ 2ヵ月	大型給湯機 加温器 設置 エレベーター修理	受入介護施設への職員派遣		病院から施設へ、随 時受け入れ先変更
2ヵ月～ 3ヵ月	部分入所再開(2～4階) 食事(お弁当) 入浴開始	特養、老健、 182名再入所	100名他施設	他施設での受入
8ヵ月	クックチルによる 食事提供	介護医療院40名再 開 合計222名	60名他施設	他施設での受入
9ヵ月～10ヵ 月	1階居室改修終了	特養22名、介護医療 院20名再開 合計264名 リハビリセンター再開	全員再入所	他施設での受入 終了

図3

## 入居施設の業務継続状況(台風19号長野市北部)

名称	避難状況	避難先	避難期間	現 状	避難中の収入
高竹の里	特養 45名 ショート 10名 (デイ利用者で重症の方をショート ステイに事前避難) 地域密着特養 19名 合計74名避難	避難先、近隣障害者施 設「いつわ苑」3階ホール (事前協定あり)	10/13～10/16	施設自体は停電が あったものの水道に よる被害なし。停電解 消後利用所、通常営業。	毎月の収入は 通常時と同様
株式会社長野市福祉センター	長野市豊野地区にあるグループ ホーム12カ所のうち9カ所で避 難。 そのうち2カ所が床下浸水、1カ所 が床上浸水 他、作業所3カ所被災等	避難先:水内荘	10/13～11/6	○グループホーム、障害 者福祉センター、地域活 動支援センターは再開。 ○作業所2施設は、仮施 設で再開、再オープンは 5月以降予定。 ○1施設は事業廃止。	毎月の収入は 通常時と同様
関東中央長野市福祉センター	グループホーム 18名 特養 90名 老健96名 介護医療院 60名 ケアハウス 18名 利用者計 276名が避難	避難先 病院19 施設37 計56カ所	約半数が現在も 避難中 ○10/15～訪問 系から順次再開 ○12/10～入所 再開	施設被害:1階設備す べて水没。 8月末には1階部分の 改修完了予定。	毎月の収入は 通常時の半分以下
りんこの里	特養 87名が避難 1:50 垂直避難完了 7:15 自衛隊ヘリ等で救助開始 17:30 避難完了	避難先:特養「若槻ホー ム」地域交流スペース (普段の交流あり)	現在も避難中 ○若槻ホーム 10/13～11/17 ○法人内の休 止中施設へ移動 11/17～	施設被害:1階天井付 近まで浸水。 改修準備中 原状回復で利用者が 戻るのか (補助金の仕組み)	毎月の収入は 通常時と同様

## 7.在宅事業被災時の他施設との連携



## 8.被害額と補助金と課題

項目	時期	内容	
直後	被災直後	人件費 5億円	39年支払
<b>建物改修補助金(国・県)</b>			
改修工事後	病院棟	特養棟	合計
被害額	4億5,100万円	5億2,000万円	9億7,100万円
査定額	3億7,200万円	3億8,500万円	7億5,700万円
補助金 (5/6)	3億1,000万円	3億2,100万円	6億3,100万円
自己負担			3億4,000万円
被災備品補助(1億1,000万円)		長野市より 満額給付	

改修費用は原状復帰が原則で、減災、防災のための変更(電源設備・PCサーバー等の上階への設置、サービス向上のための設備変更等)は一切認められず、再度被災した場合は、電源設備等は受注発注のため、施設再開までの時間が更に長くなり、再開困難となる施設も出てくる。➡地域の社会資源の喪失